

事業者数及び車両数

令和5年3月31日

現在

支局名		一般								特定		合計		貨物軽自動車
		一般		(特別積合せ)		霊柩		計		管内	その他	管内	その他	
		管内	その他	(管内)	(その他)	管内	その他	管内	その他					
茨城	事業者数		201		9		3		204		0		204	(1)
	車両数	2,284	489	4	16	155	3	2,439	492	0	0	2,439	492	< 7 > 4,026
栃木	事業者数		128		11		1		129				129	(11)
	車両数	1,081	335	4	10	144	2	1,226	337	1	0	1,227	337	< 13 > 2,289
群馬	事業者数		96		14		1		97		1		98	(23)
	車両数	1,160	254	1	14	130	6	1,290	260	0	0	1,290	260	< 16 > 2,609
埼玉	事業者数		472		54		3		475				475	(14)
	車両数	3,417	1,094	17	45	260	16	3,677	1,110	2		3,679	1,110	< 363 > 21,950
千葉	事業者数		298		21		0		298		3		301	(12)
	車両数	2,245	1,186	6	23	258	14	2,503	1,200	4	9	2,507	1,209	< 1,774 > 13,424
東京	事業者数		219		59		3		222				222	(3)
	車両数	4,941	292	31	11	340	11	5,281	303	16		5,297	303	< 1,793 > 26,092
神奈川	事業者数		385		36		1		386				386	(54)
	車両数	2,607	769	9	25	275	25	2,882	794	5		2,887	794	< 787 > 18,981
山梨	事業者数		33		5		1		34				34	(1)
	車両数	492	53	3	2	42		534	53			534	53	< 16 > 1,186
合計	事業者数		1,832		209		13		1,845		4		1,849	(119)
	車両数	18,227	4,472	75	146	1,604	77	19,832	4,549	28	9	19,860	4,558	< 4,769 > 90,557
			31,598		1,335		43		31,641		36		31,677	(152)
	車両数	333,251	81,865	219	625	4,368	266	337,619	82,131	290	63	337,909	82,194	< 7,728 > 128,632

- 注1. 「霊柩」欄の事業者数には霊柩専業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。
- 注2. 「管内」欄には、当該運輸局(総合事務局を含む、以下同じ)管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上する。
- 注3. 「その他」欄の下段には、注2の事業者が当該運輸局管内の他の支局内に営業所が存する場合、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。
また、上段には、当該運輸局管外に主たる事務所を有している事業者が当該運輸局管内の支局内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。
- 注4. 「(特別積合せ)」欄の事業者数及び車両数は、「一般」の欄の内数とする。また、車両数については運行車数を計上する。
- 注5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄の事業者数及び車両数は3段書きとし、上段は()書きで軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を、中段は< >書きでバイク便の事業者数及び車両数を、下段は軽霊柩及びバイク便以外の事業者及び車両数とし、全て外書きとする。